

改正建築士法Q & A

< 参考 > 「平成18年改正建築士法の解説」(編集:国土交通省住宅局建築指導課)

今回の建築士法の改正では、制度等の様々な見直し及び新設が行われました。例えば、建築士事務所に所属する建築士への定期講習の受講の義務付けが行われますが、全ての建築士を対象としているのか、また、構造(設備)一級建築士の創設により、従来の業務が出来なくなるのかなど、建築士にとって疑問と思われる部分もあると思います。

ここでは、建築士法のどこがどのように変わったのか等について、主な改正部分について想定問答形式により現段階で回答可能な範囲で解説します。

なお、回答は法律に規定されていることの解釈に関する部分を除き、現時点では国土交通省の担当官の見解であり、今後の検討によって、変更があり得ることを、あらかじめご理解頂きたいと思います。

1. 建築士の資質、能力の向上

1-1 「建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講義務付け」について

Q1-1.1	定期講習の受講の義務付けは、資格を持っている全ての建築士が対象になるのですか。	資格を持っている建築士のうち、建築士事務所に所属する建築士が対象となります。 したがって、資格を持っていても、建築設計等を業として行っていない建築士(例えば行政職員、大学教授、建築士事務所以外の会社で働く方)については、定期講習受講は義務付けられていません。
Q1-1.2	受講が義務付けされる建築士の業務内容を教えてください。	建築士事務所に所属する建築士が講習の受講対象となります。業務内容によって講習の受講義務が変わるわけではありません。
Q1-1.3	建築士事務所登録をしていない工務店に勤務している場合、受講義務はありますか。	このような場合は、定期講習の受講義務はありません。
Q1-1.4	建築士事務所登録をしている建設会社に勤務していますが、設計・工事監理業務ではなく、施工現場に従事しています。受講の義務はありますか。	建築士事務所登録を行っている建設会社に所属する建築士の氏名等は、事務所登録申請時の添付書類、事務所で閲覧対象としている書類、今般の改正により導入する年次報告書における建築士名簿において、明らかにされることとなっています。建築士事務所に建築士として所属している場合は、建築設計等を業として行えることになっており、こうした建築士について定期講習の受講が義務付けられることとなります。 なお、この他の建築士については、定期講習の受講が義務付けられることにはなりません。言うまでもなく、建築設計等を業として行えないこととなります。
Q1-1.5	建築士事務所に勤務していますが、事務所経営に専念しています。受講の義務はありますか。	先ほどの回答と同様に、建築士事務所に建築士として所属している場合は、建築設計等を業として行えることになっており、こうした建築士について定期講習の受講が義務付けられることとなります。 したがって、あくまでも事務所の経営に専念しており、所属建築士として登録されていない場合は、定期講習の受講が義務付けられることにはなりません。言うまでもなく、当該建築士は建築設計等を業として行えないこととなります。
Q1-1.6	建築士事務所に勤務の後、他業界に転職し、また数年後に建築士事務所に再転職する場合の受講義務については、どう考えればよいでしょうか。	ご質問のようなケースでは、建築士事務所所属する時点からみて3年以内に定期講習を受講していなければ、速やかに定期講習を受講していただく必要があります。
Q1-1.7	工作上、建築士として氏名を記載する事が無いのですが、それでも受講は必要ですか。	建築士事務所所属する建築士に対し、定期講習の受講が義務付けられます。 従って、工作上、建築士として氏名を記載することがなくとも建築士事務所に所属していれば、建築士として業を行えることとなっていますので、こうした建築士については定期講習の受講が義務付けられることとなります。

Q1-1.8	定期講習を受講しないと罰則はありますか。	定期講習の受講義務があるにも関わらず、定期講習を受講しない場合について、直接の罰則はありません。しかしながら、建築士法の定めに違反することになります。受講を促す注意を何度行っても、定期講習を受講しないような悪質なケースの場合は、建築士法違反として懲戒処分の対象(最も悪質なケースでは免許取消も想定される)となります。
Q1-1.9	定期講習会受講の通知等の情報は、各資格者にどのように伝わるのでしょうか。	定期講習の受講義務は建築士にありますので、基本的には建築士として自覚を持ち、自主的に定期講習を受講する時期を把握することが望ましいと思われまます。 なお、行政としては、建築士事務所から今後提出される年次報告書をもとに、建築士事務所に対し、定期講習受講に関する情報提供を行うなど、様々な機会を捉えて、建築士に対し周知していきたいと考えています。
Q1-1.10	近年に現行の建築士法第22条に基づいた講習を受講しましたが、それでも定期講習を受講する必要はありますか。	過去に様々な建築士向けの講習を受講している場合でも、法施行後3年以内に、法が定める登録講習機関が実施する定期講習を受講する必要があります。
Q1-1.11	一級建築士の場合は、住所地以外の地域で開催される定期講習を受講しても有効ですか。	有効です。
Q1-1.12	二級建築士の場合は、登録した都道府県以外の場所で開催される定期講習を受講しても有効ですか。	有効です。
Q1-1.13	二級建築士と一級建築士の両方の資格を所持している場合は双方を対象とした定期講習を受講するのでしょうか。	法律上はそれぞれ別の講習と位置づけられているので、(両方の資格で建築士事務所に所属している場合は)それぞれの講習を受講することとなります。しかしながら、今後検討する講習の詳細を踏まえ、共通する講義内容がある場合には、講習の一部の受講を免除することも考えられます。
Q1-1.14	定期講習は、何年毎に受けなければならないのですか。	定期講習の受講期間は省令で定めることになっていますが、現在のところ、3年ごとの講習受講とする予定です。
Q1-1.15	建築士事務所を営業していますが、所属する全ての従業員(建築士)に定期講習を受講させる必要はありますか。	建築士事務所に建築士として所属している場合は、建築設計等を業として行えることになっており、こうした建築士について定期講習の受講が義務付けられることとなります。 なお、この他の建築士については、定期講習の受講が義務付けられることにはなりません。言うまでもなく、建築設計等を業として行えないこととなります。
Q1-1.16	現在は、建築設計業に従事していませんが、受講していないと転職後等に建築士として従事でき(名乗れ)ませんか。	現在は建築士事務所に所属していないが、転職し、建築士事務所に所属する場合は、建築士事務所に所属する時点からみて3年以内に定期講習を受講していなければ、速やかに定期講習を受講していただく必要があります。
Q1-1.17	審査で及第点を取得できない場合は、再受講が必要ですか。また、免許が取り消されたりするのでしょうか。	修了審査の実施方法等講習の詳細については、今後、検討していくこととなりますが、修了審査で及第点を取得できない場合は、当該講習の内容を十分に理解できたとはいいがたく、講習の再受講が必要となると考えられます。
Q1-1.18	定期講習の受講費用はどの程度を想定しているのか。	講習の費用については、講習の内容、時間数等に応じてそれぞれ登録講習機関において定めることとなりますが、参考までに、現在職能団体により実施されている類似の講習では、1日講習の場合、講習費用が約15,000円～20,000円程度であると聞いており、これが一つの目安になるものと考えています。

1 - 2 「建築士試験の受験資格の見直し」について

Q1-2.1	「一級建築士の受験資格」について、建築士法第14条第1項第一号から第三号の「建築実務(建築の実務として国土交通省令で定めるもの)」と、同第四号の「設計その他の国土交通省令で定める実務の経験」は、どう違うのか。	四号では二級建築士としての実務経験を定めているため、一～三号で想定している「設計等の業務補助」のみならず、二級建築士としての「設計・工事監理そのもの(業務補助ではない実務経験)」が対象となることから、このように書き分けたものです。
Q1-2.2	法施行時に既に大学に入学している者について救済措置はないのか。	法改正時に既に大学に入学している者及び既に卒業した者については、従来の学歴要件を適用することとするなど、必要に応じ経過措置を講じております。
Q1-2.3	施行日時点で、実務経験途中の者の取扱いはどうなるのでしょうか。	施行日までの実務経験は、新法施行後も実務経験として取り扱われます。なお、新法施行後は新法に基づく実務経験が必要となり、施行日以前の実務経験と通算して法施行後の実務経験要件を満たしているか判断することとなります。
Q1-2.4	受験資格の実務経験として、営繕、建築行政や工事施工分野は認められますか。	実務経験の内容については、原則として、設計図書の作成又はチェックに関与していること、工事と設計図書の照合に関与していることなど、設計図書に密接に関わる業務であることが必要であると考えていますが、具体的にどのような実務を実務経験として認めるかについては、今後検討することとしています。
Q1-2.5	一級建築士の受験資格の実務経験として今までは大学院での建築関係の研究は実務経験として認められてきましたが、今後も大学院での研究は引き続き認められますか。	実務経験については設計図書に密接に関わる業務であることが必要であると考えています。 具体的にどのような実務を実務経験として認めるかについては、今後検討することとしています。大学院での研究については認めることは困難であると思われます。
Q1-2.6	一級建築士については、今回の法改正により学歴要件から科目要件に変わることですが、二級建築士及び木造建築士の受験資格についても一級建築士と同様に学歴要件から科目要件に変更されるのでしょうか。	二級建築士及び木造建築士の受験資格についても一級建築士と同様に変更されることとなります。

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計

2-1 「一定の建築物について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け」について

Q2-1.1	構造(設備)一級建築士証の交付を申請する際に、5年以上の業務に従事したことは、何を根拠に誰がしめせばよいのでしょうか。	講習の受講要件となる実務経験の具体的な内容については、今後検討することとなっています。原則として自己申請ではなく、所属する建築士事務所の管理建築士が証明する、所属する建築士事務所の年次報告(所属する建築士の業務実績)により確認する等の第三者による証明が必要になるものと考えています。
Q2-1.2	構造(設備)一級建築士証の交付を申請する際の構造(設備)設計の業務とは、手けた建築物の構造、規模等に制約はありますか。	講習の受講要件となる実務経験の具体的な内容については、今後検討することとなっています。法律に定めるとおり、基礎伏図・構造計算書等の構造設計図書の設計、建築設備の各階平面図・構造詳細図等の設備設計図書の設計を実務経験として求められることとなります。
Q2-1.3	構造(設備)設計「級建築士証は、一級建築士の免許証とは別に交付されるのでしょうか、一級建築士の免許証と交換されるのでしょうか。	別に交付されることとなります。 これは、構造(設備)設計一級建築士として業務を行わない(が、一級建築士としては業務を行う)こととなった場合に、構造(設備)設計一級建築士証を自主返納すれば足りるようにするためです。
Q2-1.4	構造(設備)設計一級建築士証を返納する場合、一級建築士免許証も返納するのか。また、二級建築士免許も取得している場合、それも返納するのでしょうか。	自主返納の場合は建築士免許証まで返納する必要はありません。 なお、一級建築士として免許の取消処分を受けた場合は、一級建築士免許証のみならず、構造(設備)設計一級建築士証も返納する必要があります。

2-2 「建築士が設計・工事監理した場合の小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略の見直し」について

Q2-2.1	小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略の見直しで、専門能力を有する建築士が設計した場合のみ省略できるとありますが、専門能力を有する建築士とはどのような建築士が対象になるのでしょうか。	今回、構造設計のプロとして創設する「構造設計一級建築士」が設計した場合は、引き続き審査省略にすることを想定しています。
Q2-2.2	構造(設備)設計の特例に関連して、いわゆる建築基準法の4号建物以外の建築物の構造(設備)設計について、構造(設備)設計一級建築士でない一級建築士でも、構造(設備)設計一級建築士に適合の確認を求めれば、構造(設備)設計をしてもよいですか。	今回の改正においても、建築士の業務独占範囲には変更はありません。したがって、一級建築士であれば、あらゆる建築物の設計を行うことができます。ただし、一定規模以上の建築物については、構造(設備)設計一級建築士による法適合確認を受ける必要があります。
Q2-2.3	設備設計の特例については、建築設備士についても同様ですか。	建築設備士については、建築士ではないため「その者の責任において設計図書を作成する」ことは出来ませんが、建築設備のスペシャリストとして、建築士にアドバイスを行うという位置づけについては引き続き変わりありません。
Q2-2.4	設備設計一級建築士制度の創設により、建築設備士の位置付けはどのように変わるのでしょうか。	建築設備士は、建築士法上、建築士が設計を行う場合に、建築設備の計画について助言を行い、建築設備の計画内容について不都合な点を指摘する資格者として位置づけられており、建築士が建築設備士に意見を聴いた場合には、設計図書や工事監理報告書においてその旨を明らかにすることとされておりますが、今回の改正によって、この位置付けが変わるものではありません。

3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

3-1 「建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化」について

Q3-1.1	管理建築士は、管理建築士の講習を受講することで、その他の定期講習の受講義務は免除されますか。	管理建築士講習とその他の講習は、そもそもその内容が異なり、法律上もそれぞれ別の講習と位置づけられているので、それぞれの講習を受講する必要があります。
Q3-1.2	実務経験の証明及び確認は、誰が、どの時点で、どのように行なうのでしょうか。	管理建築士講習の申込み受付時に、管理建築士又は他の第三者が証明したものによって確認することになると思いますが、具体的には今後検討することになっています。
Q3-1.3	管理建築士として取り消し等の処分された場合、同時に建築士の資格も失いますか。また、改めて講習を受講することで、再び管理建築士に登録できますか。	管理建築士が懲戒処分の対象となる場合には、建築士として処分されることとなります。 建築士免許の取消処分を受け、一定の期間経過後に再登録した場合の取扱いは今後検討することになりますが、再度受講してもらう必要があると考えられます。
Q3-1.4	施行日時点で、現に建築士事務所の管理建築士である者についての取扱いはどうなりますか。	施行日時点で、現に建築士事務所に置かれている管理建築士については、法施行後3年以内に講習を受講すればよいこととなっています。

3-2 「設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面による確認の義務付け」について

Q3-2.1	設計・工事監理受託契約締結前に、管理建築士等による重要事項説明を義務付けたと聞いているが、どのような内容について説明を義務付けるのでしょうか。	建築主が委託業務の内容に関連して所要の情報を得て十分に納得した上で、委託するか否かの判断が出来るよう、受託契約締結前に管理建築士等による重要事項説明の実施と書面の交付を義務付けたものです。重要事項説明の内容としては、 作成する設計図書の種類(例えば、構造計算書、構造詳細図等の成果図書等の種類) 工事と設計図書との照合方法(すなわち、それぞれの工程について、写真で照合するのか現場で照合するのか、どういった 検査を何回行うのか等) 工事監理の実施状況に関する報告方法(例えば、どのタイミングで報告するのか、口頭や書面で報告するのか等) 担当する建築士の氏名、一級・二級等の別、構造設計一級建築士等か否か 等について、具体的には省令で詳細を規定することになっています。
Q3-2.2	重要事項説明については、いつの時点の契約から対象となるのでしょうか。	設計又は工事監理契約の委託契約締結前に行う重要事項説明については、施行日以降に締結される委託契約から、その実施が義務付けられることとなります。
Q3-2.3	重要事項説明は、管理建築士又は所属する建築士が行うように規定されましたが、例えば、一級建築士の業務独占範囲である建築物に関する設計業務の重要事項説明を、所属する木造建築士が行ってもよいのでしょうか。	説明したときの技術的な質問にも的確に答えられる知識と力量が求められることなどから、業務を実施できる資格を持たない建築士が説明を行なうことは不適切と考えます。

3-3 「建築士事務所以外への再委託の禁止」について

Q3-3.1	事務所の開設者は委託者の許諾を得ても他の建築士事務所に委託(丸投げ)してはならない、とありますが、丸投げに当たる、当たらないという判断基準はどのようなのでしょうか。	「一括再委託」とは、建築士事務所の開設者が、自ら委託を受けた設計等の業務について、当該建築士事務所において何ら設計等を行わず、その全てを他の建築士事務所の開設者に再委託することを言います。
--------	--	--

Q3-3.2	委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所以外の者に再委託してはならないと規定されますが、インテリアデザインや音響設計などの専門分野を部分的に再委託する場合もこの禁止条項に該当するのでしょうか。	建築士法上の定義による設計又は工事監理の業務を再委託する場合の制限規定です。建築士の責任と名のもとで行う設計又は工事監理の業務補助までを制限する規定ではありません。
--------	--	--

3 - 4 「分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築物の設計等について、一括再委託を全面的に禁止」について

Q3-4.1	一定の建築物とは具体的にどのような建築物ですか。	一定規模以上の共同住宅を想定しています。
Q3-4.2	該当する建築物の設計及び工事監理を一括受注して、設計を一括再委託して工事監理だけ実施する場合は禁止要件に該当しますか。また設計施工一貫で受注して、設計を一括再委託して施工と工事監理を実施する場合は、禁止要件に該当しますか。	いずれの場合も禁止要件に該当します。
Q3-4.3	設計又は工事監理の再委託の制限や丸投げの禁止については、いつ時点の契約から対象となるのでしょうか。	法施行日以降に委託契約を締結する設計又は工事監理の業務について、再委託の制限や丸投げの禁止が適用されることとなります。したがって、施行日以前に建築士事務所の開設者が委託契約を締結した設計又は工事監理の業務については、再委託の制限や丸投げ禁止の規定は適用されません。

3 - 5 「建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許証の交付」について

Q3-5.1	指定登録機関の指定後に、新規に建築士免許登録をする場合、「建築士免許証」は、実質的になくなるのでしょうか。	指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合は「一級建築士免許証明書」が発行されることとなり、国等は「建築士免許証」を発行することはなくなります。
Q3-5.2	既存の「建築士免許証」保有者が、申請により携帯用建築士免許証明書の発行を受ける場合、「建築士免許証」を返却しなければならないのか。	携帯用建築士免許証明書の発行を受けた場合は、免許証の悪用を防ぐ等の観点から既に発行している「建築士免許証」については返却して頂くよう手続きを省令に規定する予定です。
Q3-5.3	免許の登録や返納は、通知が来るのでしょうか。また、返納しないと罰金などがあるのでしょうか。	免許の取消の処分を受けた場合は本人に対し期限を定めて免許を返納するよう通知がなされます。速やかに返納がなされない場合は10万円の過料に処することとなります。
Q3-5.4	返納にあたっては、一級、二級、木造建築士の複数を取得している場合、全ての免許証を返納するのか。	建築士免許の返納については、処分等の返納事由に応じて、免許証を返納することとなります。(それぞれの免許権者の指示に従う必要があります)
Q3-5.5	全ての建築士に顔写真入りの携帯用免許証を交付するのでしょうか。	新規交付においては、全ての建築士に顔写真入りの携帯用免許証を交付することとなりますが、切り替えは任意で行って頂くこととしており、既存の建築士に対して切り替えを義務付けるわけではありません。
Q3-5.6	建築士名簿には具体的にどのような事項が掲載されるのでしょうか。個人情報漏えいで悪用されることが不安です。	建築士名簿には、現在の内容に加え、講習の受講歴等を掲載することを予定していますが、いずれにせよ、個人情報ではなく、資格者としての情報を閲覧対象とする予定です。
Q3-5.7	定期講習や管理建築士講習等の受講歴も掲載されるとのことですが、履歴となるのは審査に受かった場合のみですか。	講習を受講し、修了した者について、受講歴を掲載することを予定しています。したがって、審査に合格しなかった場合は、掲載されません。
Q3-5.8	仕事柄、度々住所地が変更になりますがその都度、住所変更届が必要ですか。	住所変更があった場合は、30日以内に、一級建築士の場合は国土交通大臣に、二級建築士・木造建築士の場合は都道府県知事及び変更前・変更後の住所地の都道府県知事に届け出る必要があります(行わない場合は懲戒処分の対象となります)。

4. 団体による自律的な監督体制の確立

4 - 1 「建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化」について

Q4-1.1	現在指定法人として日本建築士事務所協会連合会が苦情の処理等の業務を行っていますが、今回の改正により指定法人としての業務についての変更はあるのでしょうか。	今回の改正により、現在日本建築士事務所協会連合会が行っている指定法人としての業務については研修を義務化するなど業務の拡充が図られています。
--------	--	---

4 - 2 「建築士会、建築士事務所協会による建築士等に対する研修の実施」について

Q4-2.1	建築士会、建築士事務所協会の実施する研修は、受講の義務はありますか。	これらについては、建築士の資質・能力の向上に大いに寄与するものと思いますが、受講の義務付けは行っていません。
Q4-2.2	建築士会、建築士事務所協会の実施する研修の受講の履歴は、建築士閲覧名簿に情報として加えられますか。	これらは、建築士法に定める講習とは異なることから、建築士名簿の登録事項とはなりません。したがって、閲覧対象ともなりません。
Q4-2.3	建築士法第22条の2の定期講習との違いは何ですか。	定期講習は建築士としての専門的な知識及び技能の向上のための教育を行うものです。一方、研修は専門的事項のみならず、資格者としての品位・倫理教育や広範かつ高度な知識・技術の取得のための教育を行うものです。これらが相まって、建築士の資質・能力の向上、自己研鑽の場が提供されることを期待しています。

5. その他

Q5.1	確認申請書において、担当した全ての建築士の氏名等の記載を義務付けるとありますが、申請書の添付図書に携わった建築士か、それとも添付図書の有無にかかわらず設計に携わった全ての建築士が対象になるのでしょうか。	建築士法に定める設計行為を行った者、すなわちその者の責任において設計図書を作成した建築士が氏名等を記載することとなります。
Q5.2	「都道府県指定登録機関」(法第10条の20)の申請で、「指定の基準とされる「民法第34条の規定により設立された法人」(法第10条の5、第2項一号)は、公益法人制度改革による新制度(平成18年5月26日成立、同6月2日公布、平成20年度中に施行予定)の「一般社団法人」のみでよいでしょうか。あるいは「公益社団法人」の認定も必要でしょうか。	一般社団法人のみで可能です。
Q5.3	一級建築士の免許に係る事務を中央指定登録機関に行わせる場合も、書類の提出及び交付については都道府県知事の経由が必要なのでしょうか。	国が法第10条の4に基づき中央指定登録機関を指定した場合は、法第10条の19で、法第10条の3(都道府県知事の経由)を読み替えていないため、指定登録機関の各単位会に登録申請を行ってもらうことになります。よって都道府県知事の経由は必要ありません。
Q5.4	建築士事務所の業務報酬の基準を見直すと聞きましたが、告示はいつごろ改正されますか。	業務報酬基準の見直しについては、今後必要な作業を行い、改正建築士法の施行と併せて告示改正を行いたいと考えています。
Q5.5	建築士法第20条の2及び第20条の3は、適用開始日以前に行っている設計であっても、附則第4条により適用開始日から6ヶ月までが、従前のままでよい期限となるという意味でしょうか。	適用開始日以前に設計を行った建築物の計画については、適用開始日から6ヶ月までの間は、構造(設備)設計一級建築士等の関与(自ら設計又は法適合チェック)がなくても確認申請が受理されます。適用開始日から6ヶ月以降は、構造(設備)設計一級建築士等の関与がなければ受理されません。なお、適用開始日以降に設計を行った建築物の計画の場合は、適用開始日から6ヶ月までの間であっても、構造(設備)設計一級建築士の関与がなければ受理されません。